

第12回 I G F 結果概要

平成30年2月13日（第23回 I G C J 会合）

総務省データ通信課 角田 梨翔

第12回IGF結果概要

- (1) 日時・場所：2017年12月18日（月）～21日（木）スイス・ジュネーブ
- (2) 参加者：政府、民間企業、学术界、市民社会等から1200人以上
総務省からは富永総務審議官、小津国経課企画官、高村データ通信課企画官他が参加
- (3) メインテーマ：デジタルな未来を設計しよう！（Shape your digital future!）
- (4) 総務省の対応：
 - ・ 開会式に続くハイレベル・セッションに参加
 - ・ AIに関するワークショップをOECDと共催
 - ・ 各国・諸団体のハイレベルとバイ会談を多数実施

ハイレベル・セッション（Day 1）

- テーマ：10年後のデジタルガバナンス
- 10カ国・地域の政府及び諸団体の関係者（スイス連邦大統領、国連事務次長、ITU事務総長、欧州委員会ガブリエル委員、バングラディッシュ情報大臣、ISOC CEO、Vint Cerf氏等）が、10年後のデジタル・ガバメントの展望に関するステートメントを発表し、フロア参加者を含めたディスカッションを実施



<セッションの様子>

- 出席者から、インターネットの信頼性の向上、オープンで自由にセキュアなインターネットの維持、市民のデジタルスキルの能力構築等が言及された
- 総務省から、国や地域の境によってサイバー世界が分断されることは避けるべき。すべての人がデジタル化の恩恵を最大限に得られるようにするためには、デジタル化の運用を世界的にハーモナイズされたものにすることが極めて大切であり、それを支えるマルチステークホルダーアプローチが重要である旨を発信

AI: Intelligent Machines, Smart Policies (Day 3)

- OECDと総務省でAIに関するワークショップを共催
- AIにより想起される社会的・経済的政策課題について議論
- OECDデジタル経済政策委員会議長の挨拶に続き、総務省から、G7香川高松情報通信大臣会合での議論から始まった「AI開発ガイドライン案」を紹介
- OECDにおいて、AIを議論していく姿勢を打ち出し

(参考) AIネットワーク化に関する検討の経緯

AI ネットワーク化検討会議

平成28年1月 -

⇒ 『中間報告書』

G 7 情報通信大臣会合 (高松、平成28年4月)

→ AI開発原則のたたき台を提案。国際的な議論を進めることについて各国から賛同

⇒ 『報告書2016』

AI ネットワーク社会推進会議

平成28年10月 -

国際シンポジウム「AI ネットワーク社会推進フォーラム」
(東京、平成29年3月)

⇒ 『報告書2017 (AI 開発ガイドライン案を含む)』 (平成29年7月)

G 7 情報通信・産業大臣会合 (トリノ、平成29年9月)

→ AIに関する合意文書をとりとまとめ。AIネットワーク社会推進会議の「AI開発ガイドライン案」の記述あり

AI に関する国際カンファレンス (OECD・総務省共催。パリ、平成29年10月)

→ 世界各国の産学民官の有識者がAIについて活発に議論。我が国参加者から、AIネットワーク社会推進会議の検討状況、同会議が取りまとめたAI開発ガイドライン案を紹介

バイ会談 (Day 3 12/20 (水))

- Vint Cerf氏とのバイ会談を実施
- 話題は、ネット中立性、IPv6、IoT、介護、AI、宇宙でのインターネット等



IGF参加セッション



What's going on at ITU, how it affects Internet Governance, and why you should probably care

- 2018年全権委員会議に向けて、ITUの課題を議論
- ITUへの参加の在り方について
政府 vs 市民社会、ビジネスセクター

政府

ITUへの参加拡大は進んできた

市民社会:

- 時代の流れに対応したマルチステークホルダーの参加が必要 (OTT、プライバシー、人権領域への議論の拡大)
- 参加障壁 (参加方法、文書閲覧権、議論のフォロー困難、資金)



<前方出席者>

Facebook, ブラジル政府, スイス政府, Public Knowledge, Article 19 . 進歩的コミュニケーション協会(APC) 他

Crime and jurisdiction in cyberspace: towards solutions

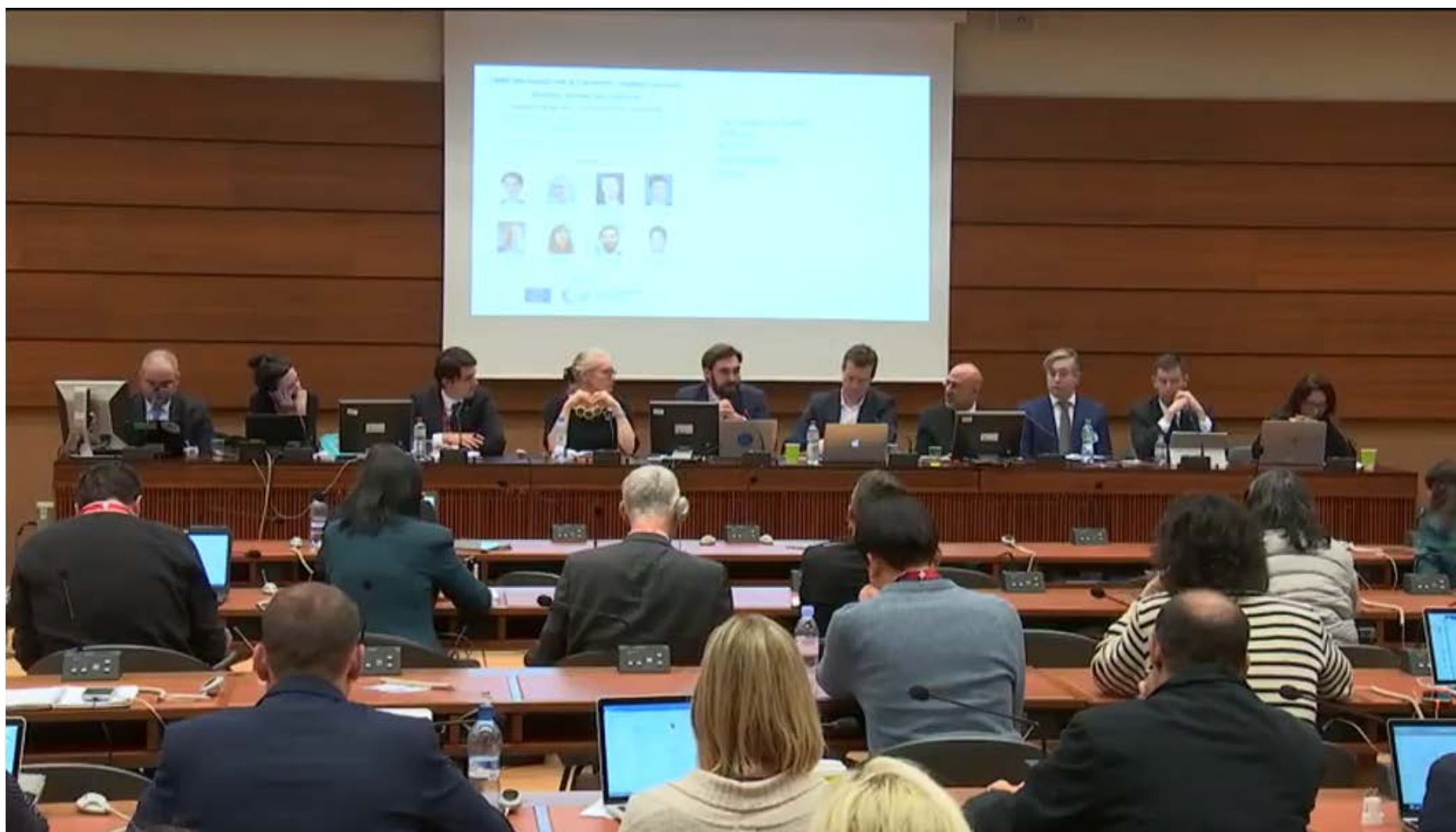
主催：欧州評議会サイバー犯罪条約委員会（T-CY）

CCIA（Computer & Communication Industry Association）

テーマ：クラウド上の電子的証拠へのアクセスにおける
Jurisdictionの問題

課題：政府間の刑事共助条約(MLAT)は時間がかかる
現状の国際的枠組み
証拠提出時に企業が直面するコンフリクト
人権上の問題

→データのローカルな保存へ流れてしまう



<前方出席者>

欧州委員会、Internet & Jurisdiction Policy Network事務局、欧州評議会、
Center for Democracy & Technology、米国国務省、Microsoft、ブラジル検察当局

注目の意見①

ブラジル検察当局

- 国内でデータ処理をするなら**国内の法律が適用されることは明白**、国内法を遵守しない事業者を自国の法管轄区域から除外したい
- **政府間の協力は真に必要で他に解決策がないときに限られるべき**

マイクロソフト

- ある国の法律に従うことが別の国の法律に違反するという**コンフリクトが発生**
- データについての**グローバルに普遍的な解釈がない**

米国政府

- T - C Y の協力枠組みの普及、改良を進めている
- 政府同士のデータ交換は時間がかかるため、I C P A*を議会に提案
- **二国間協力枠組み** (ex. US-UK bilateral framework) 、今後拡大も検討？

※International Communication Privacy Act

注目の意見②

Center for Democracy & Technology

- 米国の二国間協力の法案は、司法省と国務省にどの国が法令上の基準を満たすか決定する**完全な裁量**があり、**事実調査の過程が非公開**。
- 米国の法案には、**多くのshare-back規定**があり、法規定を回避する抜け道となるリスクを懸念。
- **データ主体への通知、最小限、透明性が必要**

欧州委員会

- **E U加盟国での政府間の刑事共助(MLA)を簡素化する枠組み、ISP間の協力拡大、サイバー空間での法執行ルールの見直しを模索**
- 米国司法省と協力し、**法執行機関から企業へのダイレクトアクセス**を検討

Q&A

